

2013年度 JASRAC事業の概要

1. 徴収額	P 2、3
2. 音楽ユーザーの利便性向上のために	P 4
3. 権利者へのサービス向上のために	P 5
4. 信頼される管理団体であるために 4-1. 公正な管理業務 4-2. 制度等の改善に向けた働きかけ 4-3. 国際ネットワークの拡充	P 6~9
5. 東日本大震災復興支援	P10
6. その他	P11

1. 徴収額

(1) 2013年度の使用料等徴収額

種目	徴収額(円)	前年度比(%)
演奏等	19,939,339,832	102.2
放送等	29,762,870,259	101.9
有線放送等	4,515,132,703	98.7
映画上映	144,385,663	95.5
BGM	434,489,513	102.7
外国入金演奏	526,676,112	160.9
演奏・合計	55,322,894,082	102.1
オーディオディスク	14,152,546,909	91.0
ビデオグラム	19,382,613,671	89.8
外国入金録音	209,705,908	160.6
録音・その他	1,937,591,606	93.6
録音・合計	35,682,458,094	90.7
出版	1,095,664,852	94.2
貸与	3,483,973,355	119.1
通信カラオケ	6,470,670,163	102.6
インタラクティブ配信	8,721,360,079	112.4
複合・合計	15,192,030,242	108.0
使用料収入合計	110,777,020,625	99.2
私的録音補償金	56,708,804	72.5
私的録画補償金	11,855,400	14.4
補償金・合計	68,564,204	42.6
総合計	110,845,584,829	99.1

2013年度の使用料等徴収額は、1,108億4千万円となりました。

【演奏等】

「演奏等」については、コンサート市場が好調で、大規模な催し物の開催件数が大きく増えたこと、カラオケの市場の縮小が小幅となっただけでなく、カラオケリース事業者との連携を強化して新規店舗との迅速かつ確実な契約締結に努めたことなどから、前年度実績を上回りました。

【オーディオディスク・ビデオグラム】

2012年に14年ぶりにCD生産実績が上向いた「オーディオディスク」が再び減少に転じ、また、「ビデオグラム」では2012年度まで好調が続いた音楽ビデオやパチンコ機器での利用が減少したことなどから、前年度実績を下回りました。

【インタラクティブ配信】

2009年度から減収傾向にありましたが、スマートフォン等向けビデオオンデマンドサービス※や定額聴き放題サービスなどが好調であったことから、前年度実績を大きく上回りました。

※ ユーザーのリクエストに応じて映像コンテンツを配信するサービス

1. 徴収額

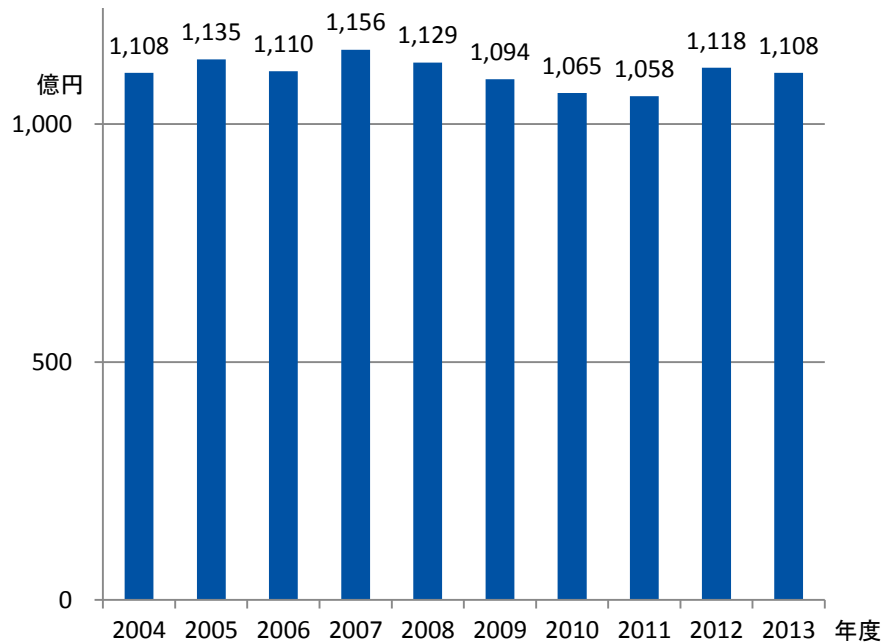
(2) 徴収額の推移

2013年度の徴収額は、2004年度とほぼ同じ水準となっていますが、その内訳は大きく変化しています。

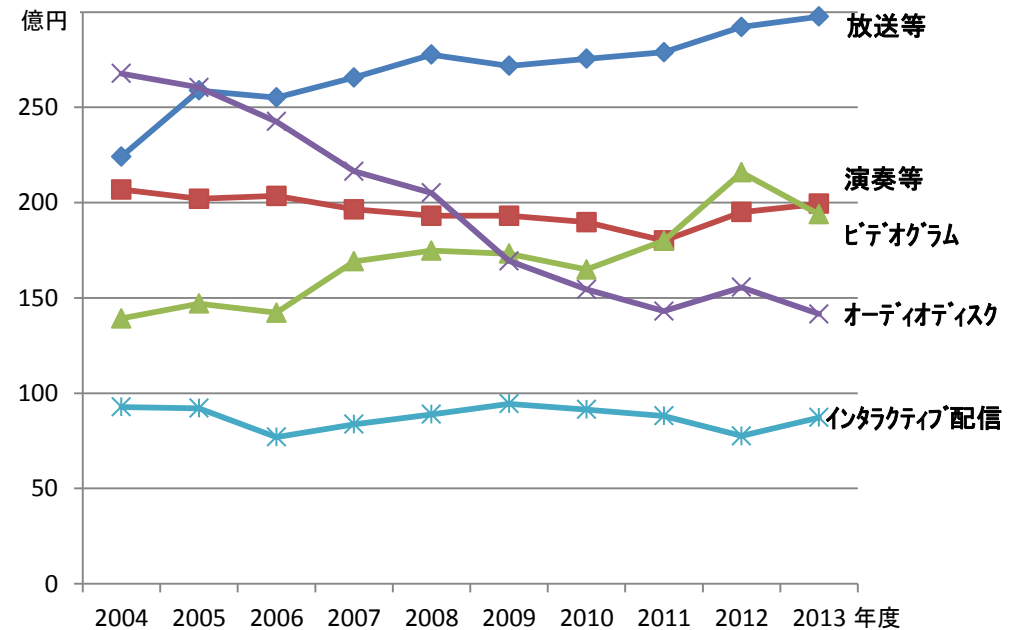
特に、「オーディオディスク」は徴収額全体に占める割合が2004年度に24.2%あったものが、2013年度は12.8%とほぼ半減しています。

その他の種目では、「演奏等」(18.7%→18.0%)、「インタラクティブ配信」(8.4%→7.9%)はほぼ横ばい。「放送等」(20.2%→26.9%)、「ビデオグラム」(12.6%→17.5%)の比率は増加しています。

＜徴収額全体の推移＞



＜主な種目の徴収額の推移＞



2. 音楽ユーザーの利便性向上のために

(1) 契約締結済みのUGC※¹サービスのリストを公表

今年3月、JASRACと包括契約を締結しているUGCサービス提供事業者のリストを公表しました。

これらの事業者が運営するサイトでは、個人ユーザーが個別にJASRACに手続きすることなく、①動画投稿(共有)サイトでJASRAC管理作品を利用すること※²、②個人ブログ等でJASRAC管理作品の歌詞を掲載することができます。

※1:動画投稿(共有)サイトや個人ブログなど、個人ユーザーによるコンテンツ。
 ※2:既存の音源を利用する場合は、音源製作者や実演者の許諾が必要です。

参照URL : <http://www.jasrac.or.jp/news/14/0318.html>

(2) インターネット利用の「使用料診断」ページを公開

今年3月、インターネット上での音楽利用に関して、該当する使用料規定を案内するための「使用料診断」ページを公開しました。

このほか、使用料を概算できる使用料計算シミュレーションを、「コンサート・イベント」「CD・テープ・ICなどの録音物」「DVD・ビデオなどの映像ソフト」について公開しています。

参照URL : <http://www.jasrac.or.jp/info/create/calculation/interactive/index.html>

(3) 「選挙運動音楽利用窓口」の開設

選挙運動で音楽を利用する場合、使用料の有無に関わらず、著作者から個別に事前同意を得る必要があります。

インターネットによる選挙運動が解禁されたことなどから、JASRACでは2013年7月、JASRAC管理作品を利用する際の著作者への問合せを代行する窓口として、「選挙運動音楽利用窓口」を設けました。

参照URL : <http://www.jasrac.or.jp/release/pdf/13070301.pdf>

作品データベース検索システム(J-WID)で公開している JASRACの管理作品数

JASRACでは、利用実績があるJASRAC管理作品を中心に、音楽作品の権利関係を検索できるデータベースを公開しています。

このうち、今年3月末時点で検索できるJASRACの管理作品数※は、国内作品が133万曲、外国作品は172万曲、合計では前年度比17万曲増の305万曲となります。

※J-WIDで検索できる作品数は、JASRACが管理する作品の総数ではありません。

3. 権利者へのサービス向上のために

(1) 管理手数料実施料率※の引下げ

2014年度から、「映画上映」「貸レコード」「貸ビデオ」の管理手数料実施料率を引き下げました。

JASRACでは経費の削減に努めており、分配額全体に対する経費率は、2010年度の12.1%から2013年度の11.7%と減少しています。

<2010年6月分配以降、実施料率を変更した主な種目>

区分	届出料率	実施料率			
		10/6月分配～	11/6月分配～	12/6月分配～	14/6月分配～
演奏等	30%	27%		26%	
映画上映	30%	30%			26%
放送等	15%	11%	10%		
貸レコード	15%	11%			10%
貸ビデオ	25%	11%			10%

※ 文化庁に届け出た「管理手数料規程」の範囲内で定める、実際に適用する手数料率。

(2) 電子データによる分配明細の提供開始

使用料の分配にあたり、対象となった作品名や使用料額について種目別に記載した分配明細書を権利者に郵送していますが、今年3月の分配から、郵送と共にインターネットを利用した電子データでの提供も開始しました。

また、分配明細書の見方を解説した「分配明細ガイド」をホームページに公開しました。

参照URL : <http://www.jasrac.or.jp/contract/member/pdf/faq02.pdf>

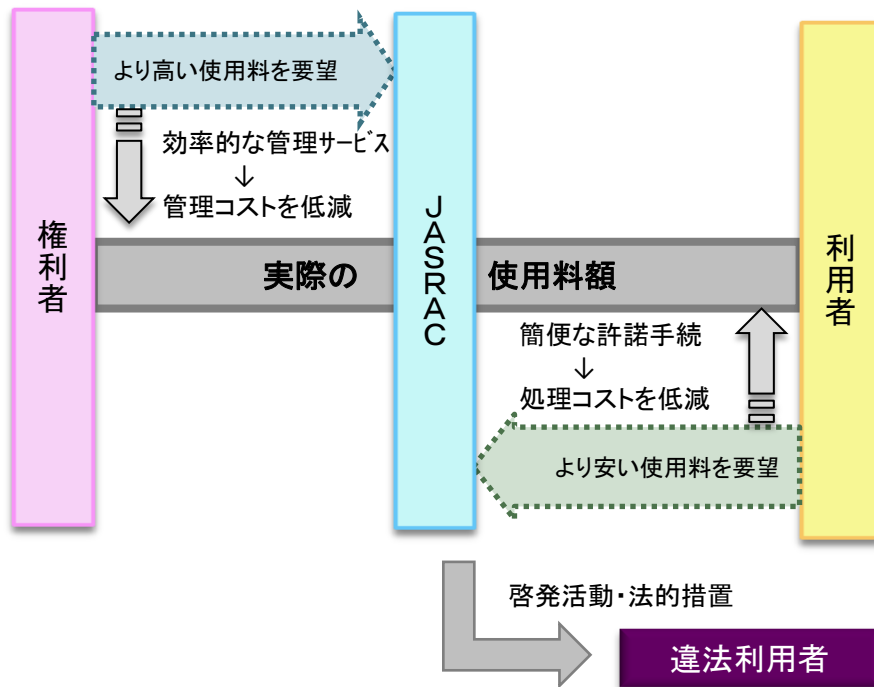
<分配明細書の記載例(録音)>

** 録音使用料 **											見本	
作品コード	作品名	作家名	取分率	使用者名	カタログ番号	12	34	レト	計算対象数	使用料		5備考
XXXXXXXX	キノノフセン	シヤマ ハルコ	4/8	●▼レコード	XXX XXXX	RD	LV	6.10	1000	3,050	B	
	ディスク=	3,050		テープ=	0	オルゴール=	0		0	3,050		
XXXXXXXX	ひよこのパジャマ	シヤマ ハルコ	4/8	◇◆ミュージック	XXXX XXX	TN	LV	8.10	100	405	B	13/2 S
	ディスク=	0		テープ=	405	オルゴール=	0		0	405		
XXXXXXXX	ESPRESSIVO	JIROO U	6/12	▲■レコード	XXX XX	RD	LI	6.10	500	1,525	B	
			6/12	▲■レコード	XXX XX	RD	LI	6.10	10	31	B	SAMPLE
			6/12	▲■レコード	XXX XX	RD	LI	6.10	800	2,440	B	
	ディスク=	3,996		テープ=	0	オルゴール=	0		0	3,996		
合計	ディスク=	7,046		テープ=	405	オルゴール=	0		0	合計=		7,451
1 種目	(R-ディスク	T-テープ	M-オルゴール)									
2 種別	(A-シングル	B-LP(45)	C-LP(33)	D-CD	E-CDG(カラオケ)	F-CD8(シングル)	G-CD8					
	H-CD8(カラオケ)	I-CD1(カラオケ)	J-MD	K-CD-ROM	L-CDV	M-ICカード(カラオケ)	N-カセット					
	O-カードリッジ	P-オープンリール	Q-DAT	R-ICチップ	S-ROMカードリッジ	T-FD	U-DB					
	V-ICカード	VG-ICカード(複製)	W-DCC	X-DB(カラオケ)	Y-CD-ROM(複製)	Z-FD(複製)	5-フラッシュメモリー					
	5G-フラッシュメモリー(複製)	6-DVDオーディオ	6G-DVDオーディオ(複製)	7-SACD	8-CD EXTRA							
3 原盤	(I-輸入盤 L-国内盤)	4 形態 (I-インストールメンタル	K-カラオケ	V-ボカール	M-カラオケ文字入り)	5 消費税	6 S-個別選及分					*-保留解除分

4. 信頼される管理団体であるために

1. 公正な管理業務

■ 適正な使用料額と公平な管理



利用者に対して公正で簡便な許諾手続、権利者に対して効率的な管理サービス（分配など）を提供することで、実効的な権利保護と円滑な利用の両立を進めています。

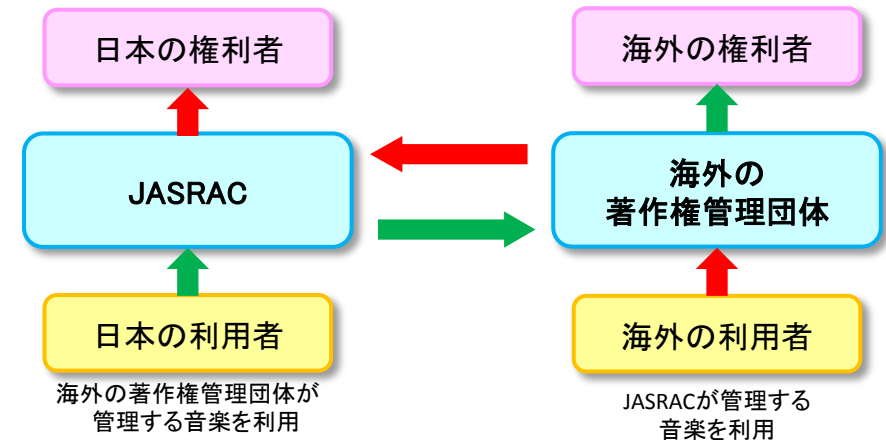
2. 制度等の改善に向けた働きかけ

- 著作権保護期間の延長
- 戦時加算義務の解消
- 新たな補償制度の創設

3. 国際ネットワークの拡充

■ 海外での利用における管理の拡充

<相互管理契約による使用料の流れ>



■ アジア地域の著作権管理の向上

4-1. 公正な管理業務

(1) BGMを利用する商業施設への対応

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、パソコンや携帯音楽プレーヤーでBGMを流す商業施設が増加しています。そのため、BGMを利用する事業者の団体に契約促進についての協力を要請するとともに、今年2月には、全国約30万件の商業施設に音楽の利用状況を確認するアンケートを送付して管理の拡充を図りました。

(2) 違法利用対策

ファイル共有ソフトの悪用などインターネット上の違法利用について、15件15人を告訴しました。このうち11件を占めた「Gnutella（グヌーテラ）」については、音楽ファイルの流通が多いため、CCIF※と連携して今年4月から、同ソフトユーザーに対する啓発メールの送信を開始しました。

このほか、今年2月には、著作権侵害店舗にカラオケ機器をリースしている名古屋市の事業者を提訴しました。これは、東海地方では初、全国では8例目になります。

※ CCIF：ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会。
ファイル共有ソフトのユーザーに対する啓発メールの送信については、これまでも「Winny」、「Share」のユーザーを対象に実施している。

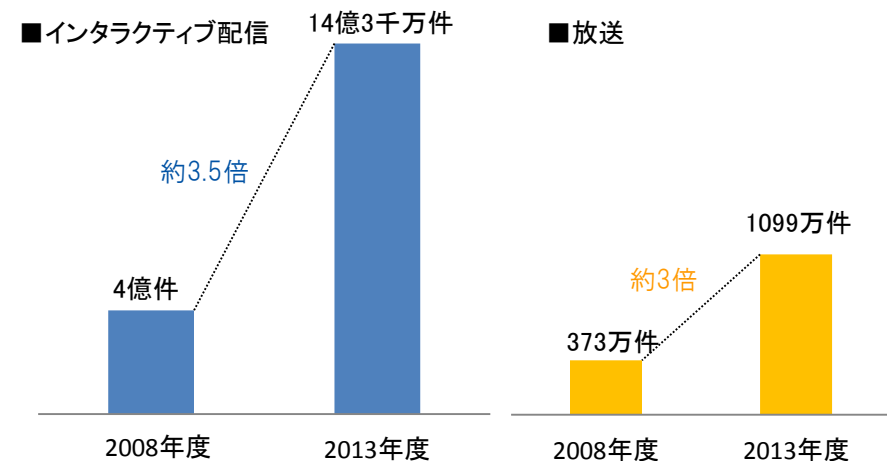
(3) 急増する利用曲目報告件数への対応

利用曲目報告の件数は2013年度も増加を続け、「インタラクティブ配信」については、音楽配信事業者の品揃えの増加などを受け約14億3千万件（前年度比7,300万件の増）、「放送」については、全曲・電子的報告（全曲報告）を行う放送局の増加により約1099万件（前年度比321万件の増）の利用曲目報告がありました。

JASRACでは、JASRACのデータベースとの自動照合システムの改善やCDC（著作権情報集中処理機構）との連携により、利用曲目報告件数の増加に対応しています。

なお、全曲報告に対応する放送局は、今年3月末日現在で、民放地上波193社227局のうち161社183局です。

<報告件数の推移>



4-2. 制度等の改善に向けた働きかけ

(1) 著作権保護期間の延長

日本の著作権法では著作権の保護期間は著作者の死後50年が経過するまでです。

EU加盟国やアメリカなど死後70年まで保護する国の著作物であっても、日本での利用については死後50年までしか保護されないことから、TPP協定において、交渉項目の一つとして延長が求められています。

JASRACでは、国際的な調和を図る観点から、保護期間の延長を求めており、2013年8月、報道関係者に正確な情報を提供するため、記者懇談会を開催しました。

(2) 戦時加算義務の解消

日本ではサンフランシスコ平和条約にもとづき、第二次世界大戦の連合国民の一部の著作物の著作権について、通常の保護期間（著作者の死後50年）に戦時相当期間を加算して保護しています。JASRACは、日本だけに一方的に課せられたこの戦時加算義務の解消を求めており、2013年6月5日、都倉俊一会長がワシントンの日本大使館を訪れ、佐々江賢一郎駐米大使とこの問題について会談しました。

参照URL：http://www.jasrac.or.jp/senji_kasan/index.html

(3) 新たな補償制度の創設

2013年11月14日、JASRACなど85団体で構成するCulture Firstは、現行の私的録音録画補償金制度に代わる新たな補償制度の創設を提言しました。

提言の概要は次のとおりです。

①補償の対象を私的複製に供される複製機能とする

現行制度の補償の対象は、政令で定める機器・媒体となっています。しかし、関係省庁間の合意に時間がかかり、実態と大きくかい離していました。“複製機能”を対象とすることで、実態に即した運用が可能になります。

②支払い義務者を複製機能の提供事業者とする

現行制度では、支払い義務者はユーザー個人です。しかし、制度の実効性と経済合理性を考えると、ユーザーに複製機能を提供することで利益を上げているメーカー等を支払い義務者とすべきです。

なお、同様の補償制度を導入している海外30カ国のうち、ユーザー個人を支払い義務者としている国はありません。

参照URL：<http://www.jasrac.or.jp/news/13/1114.html>

4-3. 国際ネットワークの拡充

(1) 海外での利用における管理の拡充

JASRACは「相互管理契約」※にもとづく的確な管理のため、海外の著作権管理団体に対し、次の情報提供等を引き続き行いました。

- 海外での管理作品の利用に関する情報収集・情報提供
- 国際データベースであるCISネットへの作品情報の提供
(今年3月末までで累計約130万曲)
- 国際票※の提供 (2013年度中に約13,000件)
- キューシート※の提供 (2013年度中に約6,000件)

※ 相互管理契約：自国内で相手国の作品を管理し合う契約 (6ページ参照)
 国際票：国際基準の形式による作品情報カード
 キューシート：映像コンテンツに使用された音楽や関係権利者に関する資料

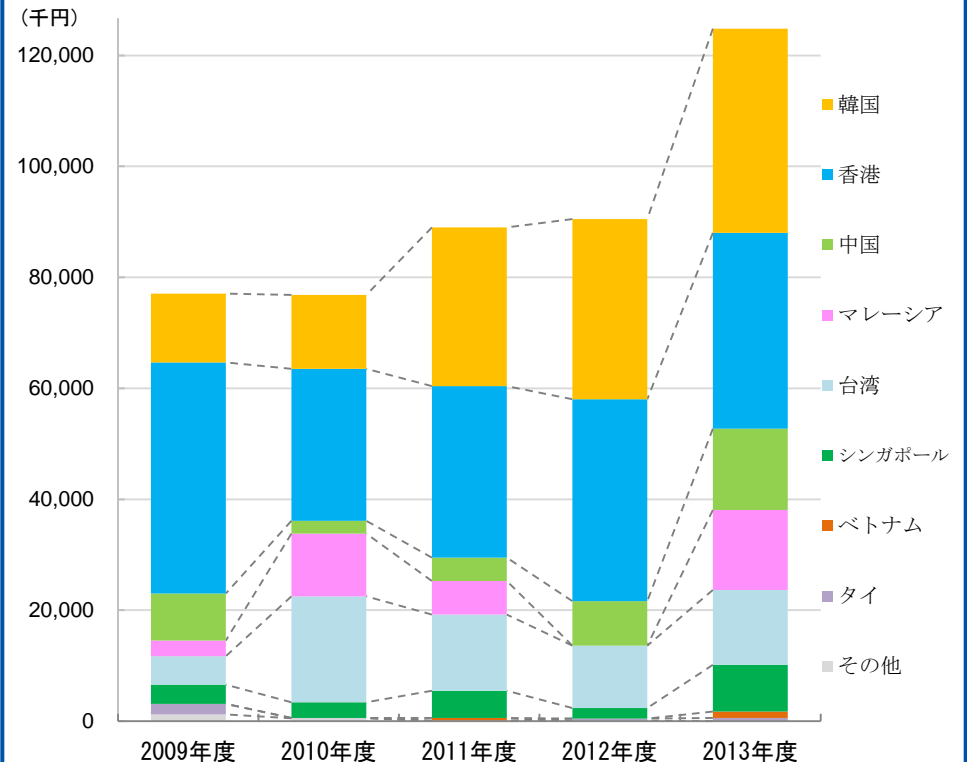
(2) アジア地域の著作権管理の向上

来会したインドネシア、カンボジア、ミャンマー、ベトナムなど16カ国1地域の政府関係者や管理団体職員等67人にJASRACの実務を説明したほか、シンガポール、タイ、マレーシアで行われたセミナーに講師を派遣するなど、アジア地域の著作権管理の向上に協力しています。また、著作権法等制度の改訂を進めている中国や韓国とは、政府関係者や両国の管理団体の役職員と意見交換しました。

<アジア地域からの入金推移>

2013年度、アジア地域からの入金が初めて1億円を超えました。

この要因として、韓国、中国からの入金の増加が挙げられます。韓国からの入金が香港からの入金を超えてアジア地域でトップになるとともに、中国からの入金が初めて1千万円を超えました。



5. 東日本大震災復興支援

(1) こころ音(ね)プロジェクト

JASRACでは、会員・信託者(作詞者、作曲者、音楽出版者)が指定した作品の使用料を「こころ音(ね)基金」として東日本大震災の被災地の復興支援に役立てる取組み「こころ音(ね)プロジェクト」を実施しています。

今年4月末日現在の状況は次のとおりです。JASRAC®

参加作品数	250作品
参加している会員・信託者	130者
こころ音(ね)基金の拠出金額	33,723,125円



基金を用いた支援活動は、被災地の状況や必要性を考慮したうえで実施していきます。

参照URL：<http://www.jasrac.or.jp/kokorone/index.html>

また、被災者の心の支援のために会員・信託者が創作した作品を募集する「こころ音(ね)アクト」参加27作品をCDにし、岩手、宮城、福島放送局や図書館に寄贈しました。

応募された作品は、JASRACホームページやニコニコ動画内の「JASRACチャンネル」で公開しています。

参照URL：<http://www.jasrac.or.jp/kokorone/act.html>

(2) 「音楽職人が創るステージ」の開催

2013年6月29日に宮城県気仙沼市、同30日に岩手県大船渡市で、少年少女のための音楽鑑賞会「音楽職人が創るステージ」を開催し、両公演でおよそ850人を招待しました。

このイベントでは、出演者であるプロのスタジオミュージシャンが、事前に開催地の学校を訪れ、中高生たちに演奏指導しています。

9月には、今回訪問した大船渡市立第一中学校から、演奏指導や公演への招待に対する返礼として、生徒6人が来会しました。

「今後は支援していただいた方々に恩返しをしていきたい。復興までの歩みを見守ってほしい」と語る生徒たちから、手作りの大漁旗を受け取りました。



6. その他

■ 審決取消訴訟について

JASRACの放送等使用料の徴収方法に関する排除措置命令を公正取引委員会（公取委）が2012年6月12日付で取り消した審決に関し、(株)イーライセンスが公取委を相手方として、この審決を取り消すよう求めていた裁判（審決取消訴訟）で、2013年11月1日、東京高等裁判所（飯村敏明裁判長）は同社の請求を一部認め、審決取消しを命じる判決を下しました。

JASRACは、行政事件訴訟法にもとづく「訴訟の結果により権利を害される第三者」として、この訴訟に参加しており、この判決に対し、東京高裁の判断は法令の解釈適用を誤ったものであり、(株)イーライセンスにはこの訴訟の原告となる資格がない上に、審決を取り消すべき理由もないことから、11月13日、最高裁判所に対し上告の提起及び上告受理申立てを行いました。

なお、公取委もこの判決を不服として、最高裁に対し上告受理申立てを行っています。

<審決取消訴訟を巡る流れ>

